

Q-2

前面道路より低い敷地に、住宅と構造上分離された鉄骨造の通行用架台を計画しています。架台部分について、確認申請の際に添付する図書を教えてください。

A-2

架台の下部を屋内的用途に供しないものは、確認申請が必要ではない工作物となるため構造図などの添付は不要です。

ただし、日常的に人の通行もあり、敷地や構造上の安全性確保が必要であることから、法第19条、法第20条など建築物に対する規制に準じた設計を行ってください。

また、架台下部に外部から利用できる空間がある場合には、屋内的用途が発生しないような対策を講じて頂く必要があります。

なお、建物や擁壁と構造上分離されていない場合は個別判断となります。